

## 福井市広告入り窓口用封筒無償提供者募集要領

この要領は、広告入り窓口用封筒(以下「窓口用封筒」という。)の無償提供者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 1 用語の定義

この要領において窓口用封筒とは、福井市市民課、サービスセンター及び連絡所で発行した各種証明書等を持ち帰るために、来庁者に提供する封筒であって、民間企業等の広告が掲載されたものをいう。

また、無償提供者とは、窓口用封筒の広告主をとりまとめ、広告原稿の事前確認及び校正、その他広告主との調整など広告掲載に係る一連の業務を行い、広告を印刷した封筒を本市に無償提供する事業者をいう。

### 2 封筒の仕様等

「福井市広告入り窓口用封筒無償提供にかかる仕様書」のとおり

### 3 募集期間、質問受付期間

(1)募集期間:令和6年4月15日(月)から令和6年5月2日(木)まで

受付時間:8時30分から17時まで(土日、祝日は閉庁日のため受付不可)

(2)質問受付期間:令和6年4月15日(月)から令和6年4月21日(日)まで

※質問書(様式第3号)を、市民課の窓口へ持参するか、FAX又は電子メールにより提出すること。ただし、土日、祝日は閉庁日のため、FAX又は電子メールのみ受け付ける。電話・口頭による質問は受け付けない。質問への回答は、令和6年4月24日(水)までに市ホームページで公表する。

### 4 応募要件

「福井市広告事業実施要綱」で規定する「広告主等」の基準を満たすこと。また、本募集要領を承諾し、過去5年以内に他自治体に対して窓口用封筒の無償提供を実施したことがあること。

### 5 申込方法

(1)提出方法 持参又は郵送(ただし、令和6年5月2日(木)必着)

(2)提出場所 〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号  
福井市役所 市民生活部市民課 企画係

(3)提出書類 1)窓口用封筒無償提供申込書(様式第1号) 正本1部及び副本5部

2)企画書 6部

・任意様式とするが、A4サイズに収まるよう製本すること。

・納入スケジュール、業務遂行体制、広告募集方法、納入方法・時期、トラブルへの対応等について明記すること。

3)窓口用封筒無償提供業務実績(様式2号) 6部

4)封筒見本 6部

5)会社概要(パンフレット等) 6部

6) 履歴事項全部証明書(提出期限日3ヶ月以内のもの) 1部

7) 市町村民税の滞納がないことを証する書面( // ) 1部

## 6 審査

福井市広告事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、提出された書類について下記「7 審査基準」に基づいて審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。ただし、審査委員長が必要と認めた場合には、審査委員会に全提案者を出席させ、提案内容の説明を求めることがある。

審査期間:令和6年5月7日(火) から 令和6年5月10日(金) まで

## 7 審査基準

| 審査基準     | 審査内容                            |
|----------|---------------------------------|
| 業務実績     | 他自治体への窓口用封筒無償提供の経験と実績があるか。      |
| 納入スケジュール | 協定書締結から納入までの具体的なスケジュールが示されているか。 |
| 業務遂行体制   | 担当部署や人員配置等、業務遂行のための体制が整っているか。   |
| 広告募集方法   | 広告募集方法について具体的な提案がなされているか。       |
| 納入方法・時期  | 納入方法や時期について具体的な提案がなされているか。      |
| トラブルへの対応 | トラブルが発生した場合の対応について提案されているか。     |
| その他優れた提案 | 市及び市民にとって有益な提案がなされているか。         |

## 8 審査結果の通知

審査結果は、窓口用封筒無償提供者審査結果通知書(様式第3号)により通知するとともに、市ホームページで公表する。なお、審査結果についての異議申立は受け付けないものとする。

審査結果通知予定日:令和6年5月13日(月)

## 9 協定書の締結

優先交渉権者の決定後、優先交渉権者と、提案内容に基づき提供条件等について協議の上、協定を締結するものとする。ただし、優先交渉権者決定後、2週間以内に協議が成立しない場合は、次点交渉権者を優先交渉権者に繰り上げて、協議を行うことができるものとする。

## 10 協定期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間

## 11 その他

- (1) 応募に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 一旦提出された書類等は返却しない。

## 12 問合せ先

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 市民生活部 市民課 企画係 山本

電話:0776-20-5286 FAX:0776-20-6032

E-mail:[simin@city.fukui.lg.jp](mailto:simin@city.fukui.lg.jp)